

(建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものがないもの)

単位 (円)

| 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 | | |
|---|--|---------|
| 一戸建て住宅 | | |
| 性能基準による場合 | | |
| 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの | | 34,400 |
| 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの | | 38,400 |
| モデル住宅法による場合 | | |
| 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの | | 17,700 |
| 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの | | 19,100 |
| 仕様基準による場合 | | |
| 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの | | 17,700 |
| 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの | | 19,100 |
| 一戸建て住宅以外の建築物 | | |
| 法第11条第1項に規定する住宅部分 | | |
| 性能基準による場合 | | |
| 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの | | 69,100 |
| 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | | 116,000 |
| 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | | 196,000 |
| 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの | | 281,000 |
| フロア入力法による場合、仕様基準による場合 | | |
| 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの | | 33,100 |
| 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | | 58,000 |
| 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | | 104,000 |
| 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの | | 157,000 |
| 法第11条第1項に規定する非住宅部分 | | |
| モデル建物法による場合 | | |
| 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの | | 87,100 |
| 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | | 110,700 |
| 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | | 145,700 |
| 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | | 235,700 |
| 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1,0000平方メートル未満のもの | | 309,000 |
| 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | | 371,000 |
| 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの | | 435,000 |
| 標準入力法による場合 | | |
| 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの | | 227,100 |
| 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | | 284,400 |
| 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | | 367,100 |
| 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | | 523,700 |
| 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1,0000平方メートル未満のもの | | 646,000 |
| 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | | 763,000 |
| 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの | | 871,000 |